

報道資料

平成30年9月28日（金）
奈良県防災統括室 藤田主幹（内線 2272）
奈良県農林部各担当
【農地・農業施設災害復旧事業】
農村振興課 長谷川主幹（内線 3909）
菊田課長補佐（内線 3911）
【林道災害復旧事業】
森林整備課 高橋課長補佐（内線 3973）

台風第19号、20号、21号等による一連の災害に関する 激甚災害の指定について

台風第19号、20号、21号等による一連の災害に関する激甚災害の指定については、本日9月28日（金）の閣議において決定された旨、内閣府（防災担当）から情報提供がありました。

また、公布及び施行は10月1日（月）の予定です。

なお、激甚災害の指定による措置の概要は以下のとおりです。

<措置の概要>

【市町村を対象とした局激として指定（野迫川村、上北山村）】

- ① 農地・農業用施設（水路、農道、ため池等）・林道の災害復旧事業等に係る国庫補助率の嵩上げ
（過去5カ年の補助率の平均82% → 嵩上げ後95%）
- ② 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（農地等の事業に適用）
地方債（市町村）を発行する事が可能、交付税措置がなされる。